

ドクターヘリレジストリ(JSAS-R)データ利用要領

第1条：目的

- 1) ドクターヘリレジストリ(JSAS-R)データ利用要領は、JSAS-R データを用いた研究のためのデータ利用について、必要な事項を定める。
- 2) データ利用の目的は、ドクターヘリに関する学術的研究であることを原則とする。

第2条：データ利用の許可

- 1) JSAS-R データ利用の可否は、JSAS-R データ利用委員会（本委員会）が協議し、決定する。
- 2) JSAS-R データ利用は、日本航空医療学会会員であり、当面の間、JSAS-R 参加施設の職員（運航会社所属職員を含む）、もしくは参加施設責任者が認めた申請施設勤務歴を有する者とする。この場合、参加施設責任者との共同研究とすること。
- 3) データ利用は1年間とし、許可された研究課題は1年を目処に日本航空医療学会学術集会へ演題応募することとする。日本航空医療学会もしくは他学会学術集会に応募した際には委員会に報告する。報告された研究課題はホームページに掲載して学会員で共有する。
- 4) 1年経過しても研究成果を公表できない場合は、進捗状況をJSAS-R 利用委員会に報告する。委員会は、研究期間を延長するか、もしくは利用を停止して、次の募集に譲るかを検討する。

第3条：データ利用の申請

- 1) JSAS-R データを利用しようとする者は、別紙様式1-1（JSAS-R データ利用許可申請書）および様式2（研究応募用紙）を用いて申請する。その際、申請者ならびに施設責任者は署名し、PDF化した後、日本航空医療学会事務局(JSAS-R データ利用委員会宛）に提出しなければならない。なお、募集期間については別途これを定める
- 2) 利益相反については、当該研究に関わる経済的利害関係（金銭的支援、雇用、顧問、株式の所有、謝礼金など）が存在する可能性がある場合、これを開示することを求める。該当する利害関係がない場合は、「なし」と記載することを求める。
- 3) 施設責任者は、JSAS-R データ利用者に対して管理・監督責任を負わなければならない。

第4条：協議検討

- 1) 本委員会は、前条に基づき申請があった場合、利用の可否について協議を行う。
- 2) 本委員会委員長は、協議を行うにあたって、データを利用しようとする者に申請の内容について説明を求めることができる。
- 3) 本委員会は、ドクターヘリの効果的かつ適正利用および効果の検証、航空医療への貢献、

並びにデータ使用・管理の適正性から利用を審査する。

- 4) 審査の結果、利用を許可できない場合は、その理由を付して申請した者に通知する。
- 5) 審査結果に対し不服のある者は、本委員会に不服申し立てをすることができる。
- 6) 本委員会は、前項の申し立てを受けた場合、再審査する。

第5条：利用許可への付帯意見等

- 1) JSAS-R データを利用する者は、本レジストリが厚生労働科学研究費補助金(Grand Number 202122064A)の助成を受けて構築されたこと、ならびにそのデータを用いた研究であることを明示しなければならない。
例) 本研究は厚生労働科学研究費補助金(Grand Number 202122064A)の助成を受けて構築した JSAS-R データを用いた。
- 2) 統計情報の管理については、使用者が責務を負う。
- 3) データ利用を許可するにあたり、適正な使用および管理を担保するために必要な意見を付することができる。
- 4) データ利用を許可された者は、承認された目的以外にデータを利用してはならない。また、第三者にデータの譲渡・貸与することは認められず、閲覧させてはならない。
- 5) 許可された研究は、申請時のデザインに沿ったものに限られ、それ以外の使用を禁ずる。

第6条：雑則

- 1) 本委員会は、データ利用を許可した課題を5年間保存するものとする。
あわせて、日本航空医療学会ホームページに公開する。

附則

この要領は、令和5年9月1日から施行する。